

別紙

答申第40号

答 申

1 審査会の結論

島根県知事（以下「実施機関」という。）が本件異議申立ての対象となった公文書を一部非公開としたことは妥当である。

2 本件諮問に至る経緯

平成13年3月28日に本件異議申立人より次のとおり公開請求があった。

「平成12年度文化奨励賞に関する文書一式（雪舟ますだ美術大賞展実行委員会に関する資料）」

実施機関は同年4月10日付けで次のような決定を行った。

（1） 対象公文書：平成12年度島根県文化奨励賞に関する文書一式
（雪舟ますだ美術大賞展実行委員会に関する資料）
（以下「本件公文書」という。）

（2） 決定内容：部分公開決定

（3） 公開しない部分及び理由

受賞者以外の候補者及び推薦団体に関する情報

ア 特定の個人、団体が識別されるため

イ 市町村等から取得した情報であり、公開することにより協力関係、信頼関係が著しく損なわれ、また、今後の事務事業に係る意思形成に著しく支障を生じるため

島根県文化奨励賞選考委員会における協議内容のうち、発言委員の個人名公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれるため

異議申立人は、これらの決定のうち上記（3）の の非公開決定の部分を不服として、平成13年6月7日に異議申立てを行い、実施機関は、島根県情報公開条例（平成12年12月26日島根県条例第52号）第20条第1項の規定に従い、平成13年7月5日付けで当審査会に諮問書を提出した。

3 異議申立人の主張

（1） 異議申立ての趣旨

本件公文書のうち、島根県文化奨励賞選考委員会における協議内容のうち、発言委員の個人名部分の非公開決定処分の取り消しを求める。

また、島根県文化奨励賞の受賞候補者団体の構成内容を表す組織図（以下「組織図」という。）の公開を求める。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の意見書及び口頭による主張の要旨は、以下のとおりである。

島根県文化奨励賞の受賞候補者の選考を行う島根県文化奨励賞選考委員会（以下「選考委員会」という。）の各選考委員は、組織図といったものにより、選考対象となった受賞候補団体の構成内容等を考慮に入れて選考すべきであり、単に当該団体の文化活動実績をもって選考するだけでは不十分である。また、選考委員に選ばれた人は、受賞候補者の選考にあたって、県民に対して責任を持つべきである。

以上により、実施機関が取得しているはずの組織図及び選考委員会の議事録のうち、発言内容に係る委員名については、県の説明責任について定める島根県の情報公開制度の本来の趣旨から、公開されるべきものであると考える。

4 実施機関の主張

実施機関の非公開理由説明書及び口頭による主張の要旨は、以下のとおりである。

- (1) 選考委員会での発言内容を記録した議事録のうち、協議内容の発言委員の個人名は、島根県情報公開条例（平成6年3月25日島根県条例第1号。以下「条例」という。）第9条第8号で規定する「公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められる」ところに該当することから非公開とした。

理由としては、選考委員会は、各選考委員の芸術文化に関する種々の経験、考えから自由な発想で島根県文化奨励賞の受賞候補者の選考にあたるという趣旨から設置されたものであり、発言内容に係る委員名が公開されることとなれば、各選考委員が今後開催される選考委員会での発言を控えられることも予想され、本来の選考委員会の運営に支障を来すこととなることが考えられる。

また、選考過程における選考委員の発言内容によっては、特定の委員に対する受賞候補者からの信用の失墜、又は特定団体若しくは特定の個人に対するの評価付けにつながる等により、候補者側に影響を及ぼすかもしれないといったことを選考委員が考慮して、無難な発言になる可能性もあり、活発な議事運営に著しい支障が生じることも考えられる。

- (2) 異議申立人が主張する、組織図の存否についてであるが、選考委員会では、各市町村等から提出された受賞候補者の推薦書に記載されている個人又は団体の活動実績等を考慮に入れ選考を行っており、受賞候補者である団体の構成内容等までは要求していない。よって、当該組織図のような書類の提出は求めていないので、取得していない。

5 審査会の判断

本件公文書は、島根県文化奨励賞授賞要綱等に基づく島根県文化奨励賞の受賞者の決定、表彰事務に係る5件の起案文書から構成されており、異議申立ての対象となった公文書はそのうち「平成12年度島根県文化奨励賞受賞者の決定について」の起案文書に添付された選考委員会議事録である。

そして、当該議事録は、選考委員会に出席した選考委員の個人名及び受賞候補者について討議している選考委員ごとの発言内容等で構成されている。実施機関は、出席委員の個人名全部と選考委員ごとの発言内容の大部分は公開したが、2の(3)については非公開とする部分公開決定を行った。これに対し異議申立人は、各発言内容に係る委員名の非公開決定を不服として異議申立てを行った。

実施機関が主張するように、当該情報が条例第9条第8号の合議制機関等情報に該当し非公開とされるためには、選考委員の発言内容に係る委員名が分かることによって、当該委員会の公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれることが認められなければならない。

異議申立人は、県民に対して、受賞候補者の選考にあたっての行政責任を明確にするためにも、実施機関が非公開とした選考委員の個人名を公開すべきだと主張する。しかし、当該選考委員会においては、受賞候補者の文化活動について各選考委員が個人としての評価を率直に主張し、議論が尽くされることが望まれるが、委員名と当該委員の発言内容が公開されれば、受賞候補者の文化活動に対する評価を行った委員への働きかけが行われたり、そのような発言内容が受賞候補者の評価付けにつながることを配慮して、各委員の自由率直な意見表明が困難になると考えられ、今後の当委員会での公正かつ円滑な審議が著しく損なわれることが認められる。

よって、選考委員会の議事録中の発言委員の個人名については、条例第9条第8号に該当すると判断する。

なお、組織図については、実施機関は、もともと異議申立人から公開請求されていなかったとして、当審査会に諮問していない。当該組織図についての異議申立ては、異議申立人が公開請求した公文書に当該組織図が含まれていると思いこんでいたことによるものと考えられるので、実施機関においては、このような誤解が生じないよう必要な情報の提供に努めることを要望する。

以上のとおりであるので、審査会の結論のとおり答申する。